

# みまさかスポーツ・文化合宿補助金

宿泊助成額 1,000円（1名1泊につき）  
※ 上限額 50,000円（1団体1申請につき）

助成条件 下記の4点をいずれも満たした方  
① スポーツ又は文化技術向上の為の合宿であること  
② 10名以上の団体で参加すること  
③ 美作市内の同一宿泊施設に連続して2泊以上宿泊すること  
④ 美作市内の体育・文化施設を利用すること

実施期間 令和6年12月20日（金）～令和7年2月28日（金）  
※ 上記の期間にチェックインされた方  
※ 申請額が予算額に達した時点で終了となります。

予算額 700,000円 （700人泊）

宿泊対象施設 美作市内約30施設  
(旅館業法の許可を得た定員10名以上のホテル・旅館・簡易宿所に限る)

事業主体 一般社団法人みまさか観光局（事務局：美作市役所観光政策課）

その他 ・他の補助制度との併用も可としております。

## （助成例）

（ケース1）  
10人の団体で  
3泊された場合



$1,000円 \times 10人 \times 3泊$   
= 30,000円の助成

（ケース2）  
20人の団体で  
2泊された場合



$1,000円 \times 20人 \times 2泊$   
= 40,000円の助成

（ケース3）  
20人の団体で  
3泊された場合



$1,000円 \times 20人 \times 3泊$   
= 60,000円  
上限50,000円の助成

# 手続きの流れ

## 合宿開始前

### 1. 補助金交付申請書等の必要書類を提出してください。

合宿開始日の1週間前までに提出してください。

- ※ 期限を過ぎている場合は電話でご相談ください。
- ※ 合宿終了後の申請は受付できません。

必要書類

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 合宿計画書（様式第2号）

### 2. 申請内容を審査し、補助金交付決定通知書を送付します。

申請内容に不明な点等がある場合は、電話等で照会させていただきます。

## 合宿中

### 3. 宿泊施設等で証明書に署名・押印してもらってください。

宿泊事業者：「宿泊証明書」（様式第7号）  
利用施設：「施設利用証明書」（様式第8号）

交付決定後に申請書に記載内容に変更が生じたとき、合宿を中止したときは、所定の届出を提出してください。

## 合宿終了後

### 4. 補助金実績報告書等の必要書類を提出してください。

合宿終了日から2週間以内の提出してください。

必要書類

- ① 補助金実績報告書（様式第5号）
- ② 宿泊証明書
- ③ 施設利用証明書
- ④ 合宿記録写真
- ⑤ 補助金請求書（様式第6号）

審査後お支払い